

「香貫用水」が世界かんがい施設遺産登録の国内審査を通過しました

要 旨

国際かんがい排水委員会（ICID）日本国内委員会（事務局：農林水産省）は、世界かんがい施設遺産（※）候補施設として、香貫用水を ICID 本部へ申請することを決定しました。

※歴史的なかんがい施設を ICID が認定・登録する制度

概 要

1 世界かんがい遺産とは

かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともにかんがい施設の適切な保全に資するため、歴史的なかんがい施設を ICID が認定・登録する制度です。

2 香貫用水について

17世紀初頭（1629年頃）に供用開始。香貫地区の慢性的な農業用水不足を解消するため、地元に住む植田内膳が用水路を建設。当時の水路延長は5km、受益面積は7haに上り、農業発展の礎となりました。市街化の進展に伴い、かんがい面積は減少しておりますが、現在においても第3地区下香貫の地域農業を支えるかんがい施設であり、登録により、施設を核とした地域づくりに寄与されます。

3 令和4年登録までのスケジュール

～6月末日 ICID 本部への申請書提出

10月 世界かんがい施設遺産登録施設の決定（ICID 理事会：オーストラリア）

4 登録状況（2021年まで）

	世界	うち国内	うち県内
登録施設数	123 (17カ国)	44 (28府県)	2 (深良用水、源兵衛川)

お問い合わせ先

沼津市役所 産業振興部 農林農地課
直通：055-934-4752

